

5-5 緑の創造に係る施策の方針及び緑化目標

1) 緑化の方針

施 策	緑 化 の 方 針
緑地協定の締結	谷戸と丘陵の住宅地を対象に、良好な住宅の緑の保全を目的とする緑地協定の締結を誘導する。 また、緑の少ないスプロール住宅地等に対しては、緑の創造に向けた緑地協定の締結を誘導する。
緑化モデル地区の指定	地区住民からの緑化の要望が強い、一定のまとまりをもつ住宅地、商業地、事業所を対象に指定する。
接道緑化の奨励	緑の少ない住宅地、商業地、事業所を対象に行う。
公共建物の緑化	全ての公共建物敷地を対象に、敷地規模や施設の特性に合わせた緑化を行う。
公園の緑化	主として、街区公園、近隣公園等の市街地内の公園を対象とし、街区公園については再整備に合わせた緑化を行う。
河川環境の整備	二級河川、準用河川及び雨水幹線の川を対象とする。緑化にあたっては、市の排水整備基本計画を主体に整備を行う。

2) 緑化目標

施 策	現況 (1995年)	中間年次 (2005年)	目標年次 (2015年)
接道緑化延長	約 8,000m 〔昭和55年からの接道緑化奨励事業の延長距離〕	18,000m 〔接道緑化奨励事業 5,000m 開発指導 5,000m〕	28,000m 〔接道緑化奨励事業 5,000m 開発指導 5,000m〕
公共施設の植栽本数	約79,000本 〔平成元年からの累計〕	約140,000本	約200,000本

5-6 緑の啓発に係る施策の方針

施 策	方 針
緑化推進団体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・公的な緑化推進団体の育成を図るとともに、公園愛護会、街路樹愛護会、かまぐら森愛護会、緑化モデル推進団体の民間の緑化推進団体の育成に努める。 ・緑の学校の継続・拡大を図り、地域緑化指導者の育成に努める。 ・緑のレンジャーを育て森林パトロールを実施する。

施 策	方 針
緑の知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の学校の充実を図るほか、生垣講習会、剪定講習会等の各種講習会を開催する。 ・緑の相談所を整備し、樹木相談に幅広く対応する。 ・小・中学校での環境教育を実施する。
緑化意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・記念樹の配布、かまくら緑の50選の指定、緑化キャンペーン事業の充実等を行う。 ・イベント事業としての環境フェアを開催する。 ・緑の顕彰制度の制定を行う。 ・緑のパンフレット等の配布を行う。
地球環境保全への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市民が地球環境の保全に直接参加できるよう、国際的な自然保護機関の活動を支援するためのしくみを整える。